

令和3年度 第3回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

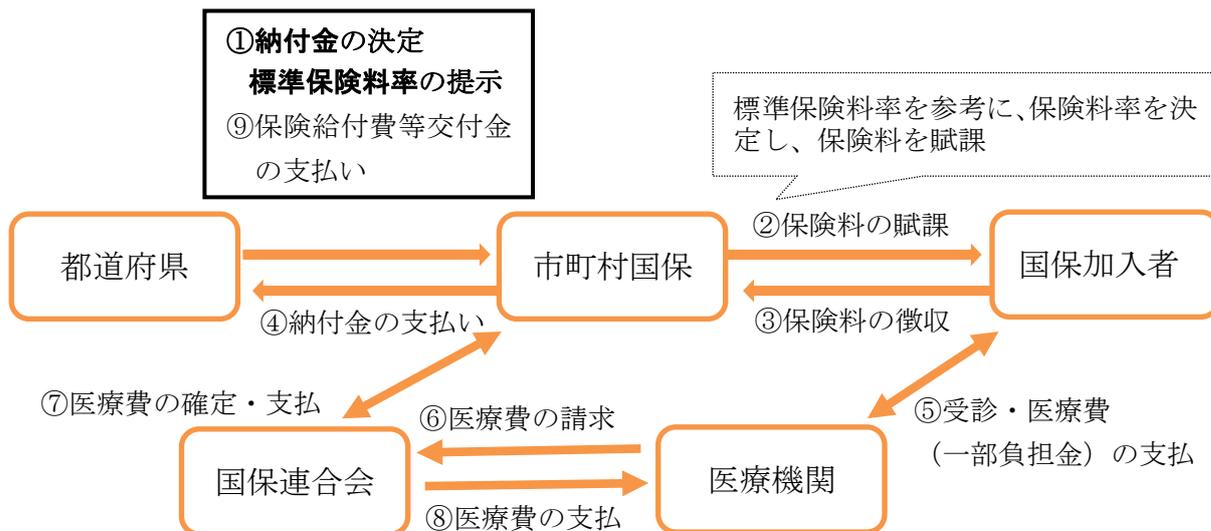
市民福祉部国保年金課

## 資料目次

1	令和4年度国民健康保険事業費納付金について	
	国民健康保険事業費納付金等の概要について	1 頁
	国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の推移	2 頁
2	国民健康保険税の税率・税額改正について	
	国民健康保険の財政状況について	3 頁
	令和4年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案	4 頁
	令和4年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案資料	5 頁
	年度別国民健康保険税率税額一覧表	6 頁
3	子どもの国民健康保険税（均等割額）の軽減及び減免について	7 頁
4	条例等の改正について	
	国民健康保険に係る条例等の改正について	8 頁
	稲沢市国民健康保険税条例（新旧対照表）	9 頁
	稲沢市国民健康保険税条例施行規則（新旧対照表）	27 頁
	—参考資料—	
	国民健康保険税 年税額 簡易早見表	38 頁

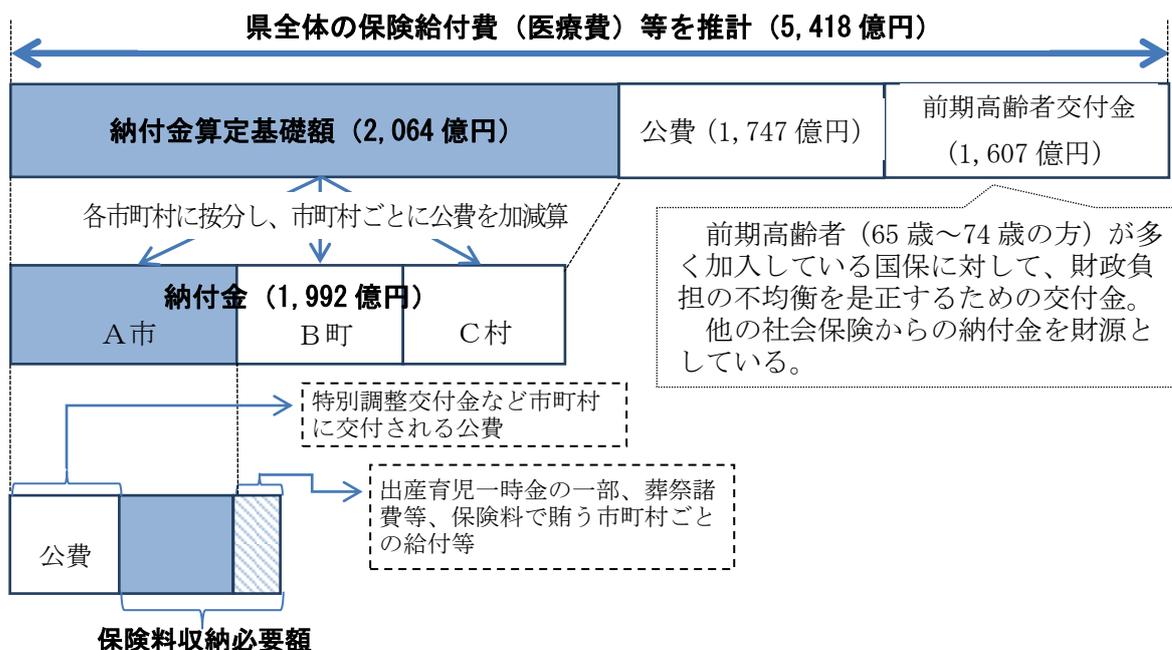
# 国民健康保険事業費納付金等の概要について

## (1) 国民健康保険の仕組み

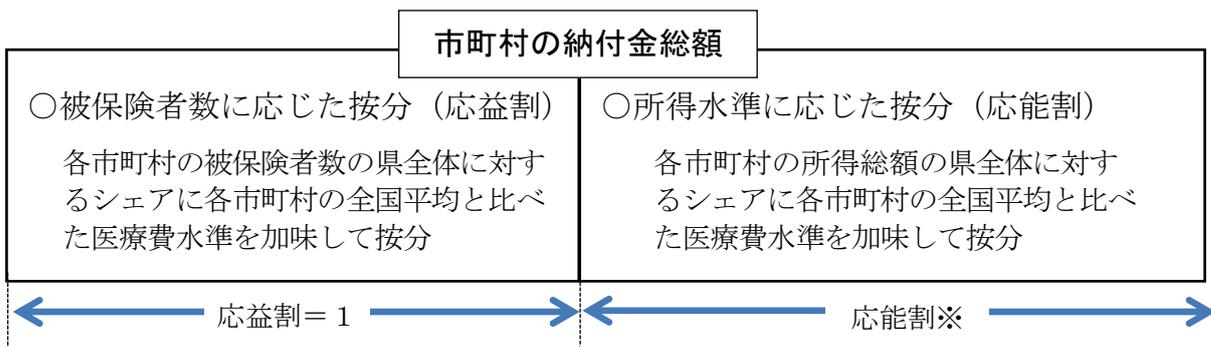


## (2) 市町村ごとの納付金額の算出の考え方

### ①納付金と保険料の考え方（令和4年度（仮算定）一般被保険者分・激変緩和措置前）



### ②市町村ごとの納付金の按分方法



※ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに国が示す本県の所得係数（約1.2程度）

## 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の推移

### ○年度別国民健康保険事業費納付金

区分	納付金 (円)	1人当たり納付金 (円)	伸び率
平成30年度	3,737,628,814	126,428	-
令和元年度	3,654,800,823	131,716	104.2%
令和2年度	3,550,349,714	135,401	102.8%
令和3年度	3,539,177,875	135,605	100.2%
令和4年度	3,604,457,384	142,956	105.4%

2

### ○年度別標準保険料率

区分	医療給付費分					後期高齢者支援金分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
平成30年度	6.17	-	24,600	17,516	580,000	2.38	-	9,453	6,731	190,000	1.96	-	10,246	4,942	160,000	10.51	-	44,299	29,189	930,000
令和元年度	6.81	-	27,599	19,598	610,000	2.31	-	9,301	6,604	190,000	1.77	-	9,222	4,379	160,000	10.89	-	46,122	30,581	960,000
令和2年度	6.57	-	26,930	18,774	630,000	2.35	-	9,471	6,602	190,000	2.04	-	10,480	5,331	170,000	10.96	-	46,881	30,707	990,000
令和3年度	6.32	-	25,866	17,996	630,000	2.45	-	9,787	6,809	190,000	2.40	-	12,108	6,186	170,000	11.17	-	47,761	30,991	990,000
令和4年度	6.55	-	28,019	18,427	630,000	2.38	-	9,891	6,505	190,000	2.46	-	12,613	6,295	170,000	11.39	-	50,523	31,227	990,000

# 国民健康保険の財政状況について

①国民健康保険特別会計決算状況

(単位:千円)

②令和4年度予算(案)

(単位:千円)

		H30決算	R1決算	R2決算	R3決算見込	R4当初予算 現行算定	R4当初予算 補填後	比較
歳入	国民健康保険税	2,896,069	2,773,705	2,715,422	2,595,429	<b>2,423,593</b>	<b>2,523,593</b>	<b>100,000</b>
	国庫支出金	1,124	13,530	12,365	183	168	168	0
	県支出金	8,845,017	8,625,662	8,206,671	8,827,010	8,830,876	8,830,876	0
	(うち普通交付金)	8,654,221	8,440,426	7,992,045	8,602,969	8,656,778	8,656,778	0
	繰入金	917,811	956,639	929,267	1,013,347	<b>868,860</b>	<b>1,123,860</b>	<b>255,000</b>
	(うち福祉医療制度波及繰入金)	51,103	53,323	47,000	47,479	<b>53,533</b>	<b>168,533</b>	<b>115,000</b>
	(うち基金繰入金)	0	100,000	80,000	160,000	<b>0</b>	<b>140,000</b>	<b>140,000</b>
	繰越金	465,895	291,375	261,415	268,579	100,001	100,001	0
	その他収入	77,357	50,682	43,933	30,840	31,502	31,502	0
	歳入計	13,203,273	12,711,593	12,169,073	12,735,388	<b>12,255,000</b>	<b>12,610,000</b>	<b>355,000</b>
歳出	総務費	147,350	137,439	146,038	139,892	151,319	151,319	0
	保険給付費	8,727,154	8,486,731	8,047,310	8,662,459	8,698,241	8,698,241	0
	国民健康保険事業費納付金	3,737,629	3,654,801	3,550,350	3,539,180	3,604,459	3,604,459	0
	保健事業費	134,272	129,973	120,772	126,831	129,820	129,820	0
	その他支出	165,494	41,234	36,025	32,607	26,161	26,161	0
	歳出計	12,911,899	12,450,178	11,900,495	12,500,969	12,610,000	12,610,000	0
歳入－歳出	291,374	261,415	268,578	234,419	<b>△ 355,000</b>	<b>0</b>	<b>355,000</b>	
単年度収支	△ 174,521	△ 29,959	7,163	△ 34,159	-	-	-	
実質単年度収支	△ 174,521	△ 129,959	△ 72,837	△ 194,159	-	-	-	
基金残高	752,870	652,870	572,870	412,870	412,870	272,870	△ 140,000	

財源を補填

令和4年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案

区分		医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減	現行	改正後	増減	
所得割	税率	6.20%	6.50%	0.30%	2.20%	2.40%	0.20%	1.90%	2.20%	0.30%	
資産割	税率	0.00%	0.00%	-	0.00%	0.00%	-	0.00%	0.00%	-	
均等割	税額	24,600円	24,800円	200円	8,400円	8,600円	200円	9,600円	9,800円	200円	
	軽減割合 (軽減後税額)	7割	7,380円	7,440円	60円	2,520円	2,580円	60円	2,880円	2,940円	60円
		5割	12,300円	12,400円	100円	4,200円	4,300円	100円	4,800円	4,900円	100円
		2割	19,680円	19,840円	160円	6,720円	6,880円	160円	7,680円	7,840円	160円
平等割	税額	18,000円	18,200円	200円	6,600円	6,800円	200円	4,800円	5,200円	400円	
	軽減割合 (軽減後税額)	7割	5,400円	5,460円	60円	1,980円	2,040円	60円	1,440円	1,560円	120円
		5割	9,000円	9,100円	100円	3,300円	3,400円	100円	2,400円	2,600円	200円
		2割	14,400円	14,560円	160円	5,280円	5,440円	160円	3,840円	4,160円	320円
(特定世帯) ※1	税額	9,000円	9,100円	100円	3,300円	3,400円	100円	/			
	軽減割合 (軽減後税額)	7割	2,700円	2,730円	30円	990円	1,020円				30円
		5割	4,500円	4,550円	50円	1,650円	1,700円				50円
		2割	7,200円	7,280円	80円	2,640円	2,720円				80円
(特定継続世帯) ※2	税額	13,500円	13,650円	150円	4,950円	5,100円	150円	/			
	軽減割合 (軽減後税額)	7割	4,050円	4,095円	45円	1,485円	1,530円				45円
		5割	6,750円	6,825円	75円	2,475円	2,550円				75円
		2割	10,800円	10,920円	120円	3,960円	4,080円				120円

※1 特定世帯 国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、資格を喪失した日の属する月(特定月)から5年を経過するまでの世帯

※2 特定継続世帯 国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、1人だけが国民健康保険に残った世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌日から特定月以後8年を経過するまでの世帯

令和4年度 国民健康保険税 税率・税額等改正案資料

(全体分)

区 分	現行			標準保険料率			改正案		
	税率	算定額(千円)	構成比	所得割 均等割 平等割	1.09% 引上げ 7,923円 引上げ 1,827円 引上げ	税率	算定額(千円)	構成比	所得割 均等割 平等割
課税額(上限)	99万円	※現行の上限額で計算		99万円	※現行の上限額で計算		99万円	※現行の上限額で計算	
所得割額	10.30%	1,697,300	55.71%	11.39%	1,835,640	54.76%	11.10%	1,811,600	56.93%
資産割額	0.00%	0		0.00%	0		0.00%	0	
均等割額 25,750人	42,600円	927,990	30.45%	50,523円	1,078,978	32.19%	43,200円	939,920	29.53%
平等割額 15,770世帯	29,400円	421,800	13.84%	31,227円	437,578	13.05%	30,200円	430,927	13.54%
算定額合計 ①	3,047,090 千円			3,352,196 千円			3,182,447 千円		
限度超過額 ②	161,016 千円			195,064 千円			185,310 千円		
軽減(7・5・2割) ③	327,726 千円			367,687 千円			332,868 千円		
課税額 ①-(②+③) ④	2,558,348 千円			2,789,445 千円			2,664,269 千円		
収納率 ⑤	95.00 %			95.00 %			95.00 %		
収納額 ④×⑤	2,430,431 千円			2,649,973 千円			2,531,056 千円		
現行との差額				219,542 千円			100,625 千円		
応益：応能割合	47 : 53			48 : 52			46 : 54		

5

区 分		現行	標準保険料率	改正案
税 比 率	1人当り調定額	99,353 円	108,328 円	103,467 円
	1世帯当り調定額	162,229 円	176,883 円	168,945 円
	現行との比率(1人当り)		109.03 %	104.14 %

年度別国民健康保険税率税額一覧表

○年度別税率税額

区分	医療給付費分					後期高齢者支援金分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
平成24年度	5.20	27.00	25,000	24,500	510,000	1.80	5.00	5,500	5,000	140,000	1.35	6.00	8,300	6,700	120,000	8.35	38.00	38,800	36,200	770,000
平成25年度	5.90	-	26,000	21,200	510,000	1.80	-	7,500	6,400	140,000	1.50	-	8,500	4,800	120,000	9.20	-	42,000	32,400	770,000
平成26年度	5.90	-	26,000	21,200	510,000	1.80	-	7,500	6,400	160,000	1.50	-	8,500	4,800	140,000	9.20	-	42,000	32,400	810,000
平成27年度	5.90	-	26,000	21,200	520,000	1.80	-	7,500	6,400	170,000	1.50	-	8,500	4,800	160,000	9.20	-	42,000	32,400	850,000
平成28年度	5.90	-	26,000	21,200	540,000	1.80	-	7,500	6,400	190,000	1.50	-	8,500	4,800	160,000	9.20	-	42,000	32,400	890,000
平成29年度	5.90	-	26,000	21,200	540,000	1.80	-	7,500	6,400	190,000	1.50	-	8,500	4,800	160,000	9.20	-	42,000	32,400	890,000
平成30年度	6.20	-	24,600	18,000	580,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	160,000	10.30	-	42,600	29,400	930,000
令和元年度	6.20	-	24,600	18,000	610,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	160,000	10.30	-	42,600	29,400	960,000
令和2年度	6.20	-	24,600	18,000	630,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	170,000	10.30	-	42,600	29,400	990,000
令和3年度	6.20	-	24,600	18,000	630,000	2.20	-	8,400	6,600	190,000	1.90	-	9,600	4,800	170,000	10.30	-	42,600	29,400	990,000

○年度別標準保険料率（再掲）

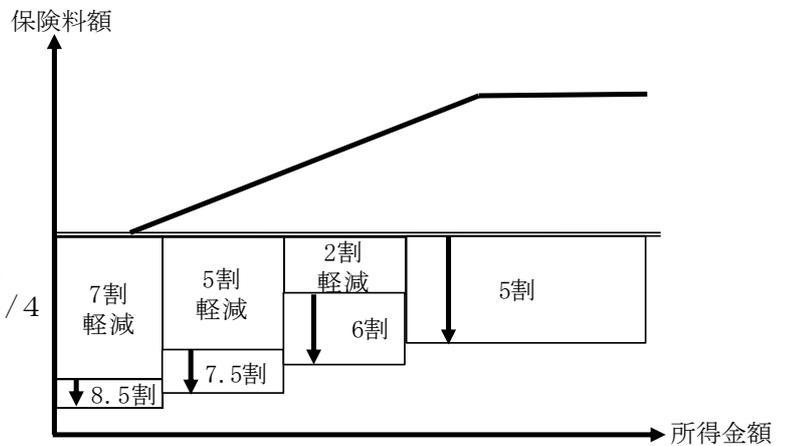
区分	医療給付費分					後期高齢者支援金分					介護納付金分					合計				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)
平成30年度	6.17	-	24,600	17,516	580,000	2.38	-	9,453	6,731	190,000	1.96	-	10,246	4,942	160,000	10.51	-	44,299	29,189	930,000
令和元年度	6.81	-	27,599	19,598	610,000	2.31	-	9,301	6,604	190,000	1.77	-	9,222	4,379	160,000	10.89	-	46,122	30,581	960,000
令和2年度	6.57	-	26,930	18,774	630,000	2.35	-	9,471	6,602	190,000	2.04	-	10,480	5,331	170,000	10.96	-	46,881	30,707	990,000
令和3年度	6.32	-	25,866	17,996	630,000	2.45	-	9,787	6,809	190,000	2.40	-	12,108	6,186	170,000	11.17	-	47,761	30,991	990,000
令和4年度	6.55	-	28,019	18,427	630,000	2.38	-	9,891	6,505	190,000	2.46	-	12,613	6,295	170,000	11.39	-	50,523	31,227	990,000

# 子どもの国民健康保険税（均等割額）の軽減及び減免について

## 1 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険税は、応益割（世帯員数に応じてかかる「均等割」及び各世帯にかかる「平等割」と応能割（所得に保険税率をかける「所得割」及び固定資産の額に応じてかかる「資産割」）があり、現在、「所得割」、「均等割」、「平等割」を合算して税額を算出している。
- このうち「均等割」は、世帯員全員にかかるため、子どもを含めて人数が増えるほど税額が増え、国民健康保険の負担が重く感じる要因のひとつとなっている。
- 今回、国は、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、子ども（未就学児）の均等割保険料を軽減し、その軽減相当分を公費で負担する制度を創設した。
- 稲沢市では、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国の軽減措置の創設に合わせ、市独自で高校生ままでの子どもに対して減免制度を創設する。

【軽減イメージ】



## 2 国の軽減措置

- 対象 未就学児（対象者数：約560人）
- 軽減割合 未就学児に係る均等割額について、その5割を公費により軽減する。  
例：7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額し、8.5割軽減となる。
- 負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 施行時期 令和4年4月

## 3 稲沢市の減免措置

- 対象 小学生から高校生ままで（対象者数：約1,540人）
- 減免割合 小学生から高校生ままでに係る均等割額について、その5割を減免する。
- 負担割合 国民健康保険特別会計1/1
- 施行時期 令和4年4月

## 4 影響額

	事業費 (千円)	財源 (千円)				
		国庫	県費	市	国保	
国民健康保険税の減収分	25,418	3,385	1,693	1,693	18,647	25,418
未就学児軽減分	6,771	3,385	1,693	1,693	0	6,771
小学生～高校生減免分	18,647	0	0	0	18,647	18,647
国保保険者システム改修委託料	4,158	0	2,398	1,760	0	4,158
未就学児軽減分	2,398	0	2,398	0	0	2,398
小学生～高校生減免分	1,760	0	0	1,760	0	1,760
合計	29,576	3,385	4,091	3,453	18,647	29,576

## 国民健康保険に係る条例等の改正について

### 1 稲沢市国民健康保険税条例の一部改正

施行日：令和4年4月1日

#### <改正内容>

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(令和3年政令第253号)により地方税法施行令が改正されたことに伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額を規定するもの。

また、愛知県が示す事業納付金の納付に必要な標準保険料率を基準に、所得割、均等割及び平等割の税額を改正するもの。(税率・税額部分については未定。)

#### <改正条文等>

令和4年度の国民健康保険税から未就学児の被保険者均等割額を減額するため、第24条に第2項を追加する。

第3条ほかの規定する国民健康保険税の所得割の税率、均等割及び平等割の税額について改正する。

### 2 稲沢市国民健康保険税条例施行規則の一部改正

施行日：令和4年4月1日

#### <改正内容>

子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国の未就学児への被保険者均等割額の軽減措置の創設に合わせ、市独自で高校生までの子どもに対して国の基準に合わせた減免制度を創設する。

#### <改正条文等>

第4条第1項及び第2項表中に小学生から高校生までの被保険者均等割額の減免措置を規定する。

現 行	改 正 後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の6.2</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万4,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第24条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の●.●●</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>●万●,●●●円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 略</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保</p>

現 行	改 正 後
<p>が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条において同じ。）以外の世帯 <u>1万8,000円</u></p>	<p>険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第24条第1項において同じ。）以外の世帯 <u>●万●, ●●●円</u></p>
<p>(2) 特定世帯 <u>9,000円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u></p>
<p>(3) 特定継続世帯 <u>1万3,500円</u></p>	<p>(3) 特定継続世帯 <u>●万●, ●●●円</u></p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>基礎控除後の総所得金額等に100分の●. ●</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p>
<p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,400円</u>とする。</p>	<p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>●, ●●●円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）</p>
<p>第7条の3 略</p>	<p>第7条の3 略</p>
<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,600円</u></p>	<p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u></p>
<p>(2)及び(3) 略</p>	<p>(2)及び(3) 略</p>

現 行	改 正 後
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.9</u> を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の●.●</u> を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,600円</u> とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>●,●●●円</u> とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>4,800円</u> とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>●,●●●円</u> とする。</p>
<p>(納税義務の発生活消滅等に伴う賦課)</p> <p>第14条 国民健康保険税賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第24条の規定による減額が行われた場合には <u>同条</u> の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p>	<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第14条 国民健康保険税賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第2条第1項の額(第24条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u> の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 略</p> <p>(1) <u>法第703条の5</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 略</p> <p>(1) <u>法第703条の5第1項</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保</p>

現 行	改 正 後
<p>保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第 703 条の 5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第 703 条の 5</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について <u>1 万 7,220 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1 万 2,600 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,300 円</u></p>	<p>険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に<u>法第 703 条の 5 第 1 項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に<u>法第 703 条の 5 第 1 項</u>に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について <u>●万●, ●●●</u>円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●万●, ●●●</u>円</p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●, ●●●</u>円</p>

現 行	改 正 後
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,450 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。） 1人について <u>5,880 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,620 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,310 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,465 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。） 1人について <u>6,720 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,360 円</u></p> <p>(2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●● 円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。） 1人について <u>●, ●●● 円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●● 円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●, ●●● 円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●● 円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。） 1人について <u>●, ●●● 円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>●, ●●● 円</u></p> <p>(2) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額</p>

現 行	改 正 後
<p>(2項世帯主を除く。) 1人について <u>1万2,300円</u></p>	<p>被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>●万●, ●●●円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,500円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6,750円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●●円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>4,200円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>●, ●●●円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,650円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,475円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●●円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>4,800円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>●, ●●●円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,400円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>●, ●●●円</u></p>
<p>(3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被</p>	<p>(3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保</p>

現 行	改 正 後
<p>保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の 場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数 に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同 一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に 係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (2項世帯主を除く。) 1人について <u>4,920円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,700円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>1,680円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,320円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>660円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>990円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>1,920円</u></p>	<p>険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない 世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>●, ●●●円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>●, ●●●円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>●●●円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(2項世帯主を除く。) 1人について <u>●, ●●●</u> 円</p>

現 行	改 正 後
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>960 円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>●●●円</u></p> <p><u>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>●●, ●●●円</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>●, ●●●円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>●●●円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>●, ●●●円</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第 24 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 25 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 24 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第 24 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 25 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 24 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。)及び」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等</p>

現 行	改 正 後
<p>控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 24 条の規定の適用については、同条中「<u>法第 703 条の 5</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第 703 条の 5</u>に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び<u>第 24 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第 24 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>	<p>控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 24 条第 1 項の規定の適用については、同条中「<u>法第 703 条の 5 第 1 項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第 703 条の 5 第 1 項</u>に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び<u>第 24 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、<u>第 24 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 24 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 24 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡</p>	<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 24 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 24 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡</p>

現 行	改 正 後
<p>所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第24条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第24条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第24条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第24条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第24条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第24条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第24条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、<u>第24条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 24 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第 24 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 24 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるは「若しくは山</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び<u>第 24 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第 24 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び<u>第 24 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるは「若しく</p>

現 行	改 正 後
<p>林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第 24 条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び<u>第 24 条</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第 24 条</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第 24 条</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の</p>	<p>は山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第 24 条第 1 項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び<u>第 24 条第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び<u>第 24 条第 1 項</u>において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第 24 条第 1 項</u>中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例</p>

現 行	改 正 後
<p>額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</p>	<p>適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第24条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第24条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定</p>

現 行	改 正 後
<p>同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 24 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 24 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する</p>	<p>同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 24 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 24 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する</p>

現 行	改 正 後
<p>場合における第3条、第6条、第8条及び第24条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>場合における第3条、第6条、第8条及び第24条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の見出しの改正規定、第5条の見出しの改正規定、第5条の2の見出しの改正規定、第6条の改正規定（「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る部分に限る。）、第14条の見出しの改正規定、第24条の改正規定（「被保険者に係る」の後に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）及び第24条の2の改正規定（「総所得金額」</p>

現 行	改 正 後
	<p>を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の後に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。</p> <p>（適用区分）</p> <p>2 改正後の稲沢市国民健康保険税条例の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

現 行	改 正 後														
<p>(減免)</p> <p>第4条 条例第28条第2項の規定による保険税の減免を受けようとする者は、当該理由の事実が明らかとなる資料を添えて<u>当該年度内</u>に申請をしなければならない。ただし、次項第8号の申請期限は刑務所等に収監されていた者は出所した日から1年以内とする。</p> <p>2 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減免の理由</th> <th style="text-align: center;">減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>(10) その他前各号に類する理由があったとき。</td> <td>市長が必要と認める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	減免の理由	減免額	略	略	(10) その他前各号に類する理由があったとき。	市長が必要と認める額	<p>(減免)</p> <p>第4条 条例第28条第2項の規定による保険税の減免を受けようとする者は、当該理由の事実が明らかとなる資料を添えて、<u>第4項に規定する期限内</u>に申請をしなければならない。ただし、次項第7号及び第10号は、申請を要しない。</p> <p>2 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減免の理由</th> <th style="text-align: center;">減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>(10) <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳までの年齢に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（条例第24条第2項の規定による減額の対象となる者を除く。）（以下「減免対象児童」という。）があったとき。</u></td> <td>当該納税義務者の世帯に属する減免対象児童につき算定した、条例第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額のうち被保険者均等割額（ただし、条例第14条及び第24条第1項に規定する金額を減額した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の100分の50に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(11) その他前各号に類する理由があったとき。</td> <td>市長が必要と認める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 略</p>	減免の理由	減免額	略	略	(10) <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳までの年齢に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（条例第24条第2項の規定による減額の対象となる者を除く。）（以下「減免対象児童」という。）があったとき。</u>	当該納税義務者の世帯に属する減免対象児童につき算定した、条例第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額のうち被保険者均等割額（ただし、条例第14条及び第24条第1項に規定する金額を減額した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の100分の50に相当する額	(11) その他前各号に類する理由があったとき。	市長が必要と認める額
減免の理由	減免額														
略	略														
(10) その他前各号に類する理由があったとき。	市長が必要と認める額														
減免の理由	減免額														
略	略														
(10) <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳までの年齢に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（条例第24条第2項の規定による減額の対象となる者を除く。）（以下「減免対象児童」という。）があったとき。</u>	当該納税義務者の世帯に属する減免対象児童につき算定した、条例第2条第2項に規定する基礎課税額及び同条第3項に規定する後期高齢者支援金等課税額のうち被保険者均等割額（ただし、条例第14条及び第24条第1項に規定する金額を減額した場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の100分の50に相当する額														
(11) その他前各号に類する理由があったとき。	市長が必要と認める額														

現 行	改 正 後																																							
<p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p>(文書の様式)</p> <p>第5条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">様式番号</th> <th style="width: 60%;">名称</th> <th style="width: 30%;">根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>国民健康保険税減免承認・変更・却下通知書</td> <td><u>第4条第4項</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>国民健康保険税減免取消通知書</td> <td><u>第4条第5項</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>様式第1 (その3) (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">低所得者軽減額</td> <td style="width: 20%;">割</td> <td style="width: 20%;">割</td> </tr> </table>	様式番号	名称	根拠条文	略	略	略	8	国民健康保険税減免承認・変更・却下通知書	<u>第4条第4項</u>	9	国民健康保険税減免取消通知書	<u>第4条第5項</u>	略	略	略	低所得者軽減額	割	割	<p><u>4</u> <u>第2項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、同項第1号から第6号又は第9号に該当する場合は当該年度内に、同項第8号に該当する場合は刑務所等から出所した日から1年以内に申請しなければならない。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p>(文書の様式)</p> <p>第5条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">様式番号</th> <th style="width: 60%;">名称</th> <th style="width: 30%;">根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>国民健康保険税減免承認・変更・却下通知書</td> <td><u>第4条第5項</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>国民健康保険税減免取消通知書</td> <td><u>第4条第6項</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>様式第1 (その3) (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">低所得者軽減額</td> <td style="width: 20%;">割</td> <td style="width: 20%;">割</td> </tr> <tr> <td>未就学児軽減額</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>	様式番号	名称	根拠条文	略	略	略	8	国民健康保険税減免承認・変更・却下通知書	<u>第4条第5項</u>	9	国民健康保険税減免取消通知書	<u>第4条第6項</u>	略	略	略	低所得者軽減額	割	割	未就学児軽減額	人	人
様式番号	名称	根拠条文																																						
略	略	略																																						
8	国民健康保険税減免承認・変更・却下通知書	<u>第4条第4項</u>																																						
9	国民健康保険税減免取消通知書	<u>第4条第5項</u>																																						
略	略	略																																						
低所得者軽減額	割	割																																						
様式番号	名称	根拠条文																																						
略	略	略																																						
8	国民健康保険税減免承認・変更・却下通知書	<u>第4条第5項</u>																																						
9	国民健康保険税減免取消通知書	<u>第4条第6項</u>																																						
略	略	略																																						
低所得者軽減額	割	割																																						
未就学児軽減額	人	人																																						

現 行	改 正 後																																	
<p>様式第1（その3）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 限度超過額＝賦課限度額を超える額</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>様式第1（その4）（第2片）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">低所得者</td> <td style="width: 15%;">軽減率</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">割</td> </tr> <tr> <td>軽減額</td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第1（その4）（第2片）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－限度超過額</p> <p>(1) 略</p>	低所得者	軽減率		割		割	軽減額					<p>様式第1（その3）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－<u>未就学児軽減額</u>－限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>未就学児軽減額＝（未就学児の被保険者数×1人当たりの低所得者軽減後の均等割額）×2分の1</u></p> <p>(3) 限度超過額＝賦課限度額を超える額</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>様式第1（その4）（第2片）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">低所得者</td> <td style="width: 15%;">軽減率</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">割</td> </tr> <tr> <td>軽減額</td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">未就学児</td> <td style="width: 15%;"><u>人</u> 数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>軽減額</td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第1（その4）（第2片）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－<u>未就学児軽減額</u>－限度超過額</p> <p>(1) 略</p>	低所得者	軽減率		割		割	軽減額					未就学児	<u>人</u> 数		人		人	軽減額				
低所得者		軽減率		割		割																												
	軽減額																																	
低所得者	軽減率		割		割																													
	軽減額																																	
未就学児	<u>人</u> 数		人		人																													
	軽減額																																	

現 行	改 正 後																					
<p>(2) 限度超過額＝賦課限度額を超える額 4及び5 略</p> <p>様式第1（その4）（第3片）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">低所得者</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">軽減率</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第1（その4）（第4片から第11片まで）</p>	低所得者	軽減率	割	割	軽減額			<p>(2) 未就学児軽減額＝（未就学児の被保険者数×1人当たりの低所得者軽減後の均等割額）×2分の1 4及び5 略</p> <p>(3) 限度超過額＝賦課限度額を超える額 4及び5 略</p> <p>様式第1（その4）（第3片）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">低所得者</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">軽減率</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">未就学児</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">人 数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽減額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第1（その4）（第4片から第12片まで）</p>	低所得者	軽減率	割	割	軽減額			未就学児	人 数	人	人	軽減額		
低所得者		軽減率	割	割																		
	軽減額																					
低所得者	軽減率	割	割																			
	軽減額																					
未就学児	人 数	人	人																			
	軽減額																					



現 行	改 正 後																																	
<p>様式第1（その5）（第2片）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 限度超過額＝賦課限度額を超える額</p> <p>4及び5 略</p> <p>様式第1（その5）（第3片）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">低所得者</td> <td style="width: 15%;">軽減率</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">割</td> </tr> <tr> <td>軽減額</td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> </tr> </table>	低所得者	軽減率		割		割	軽減額					<p>様式第1（その5）（第2片）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－<u>未就学児軽減額</u>－限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>未就学児軽減額＝（未就学児の被保険者数×1人当たりの低所得者軽減後の均等割額）×2分の1</u></p> <p>(3) 限度超過額＝賦課限度額を超える額</p> <p>4及び5 略</p> <p>様式第1（その5）（第3片）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">低所得者</td> <td style="width: 15%;">軽減率</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">割</td> </tr> <tr> <td>軽減額</td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">未就学児</td> <td style="width: 15%;"><u>人</u> 数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>人</u></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">         </td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>人</u></td> </tr> <tr> <td>軽減額</td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> <td style="text-align: center;">         </td> <td></td> </tr> </table>	低所得者	軽減率		割		割	軽減額					未就学児	<u>人</u> 数		<u>人</u>		<u>人</u>	軽減額				
低所得者		軽減率		割		割																												
	軽減額																																	
低所得者	軽減率		割		割																													
	軽減額																																	
未就学児	<u>人</u> 数		<u>人</u>		<u>人</u>																													
	軽減額																																	

現 行	改 正 後																																																	
<p>様式第 1 (その 6) (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">軽 減 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 40%;">均等割</th> <th style="width: 50%;">平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>様式第 1 (その 6) (裏)</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 年間税額 = 算出額 - 低所得者軽減額 - 限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 限度超過額 = 賦課限度額を超える額</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>様式第 1 (その 8) (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">低所得者軽減額</td> <td style="width: 30%;">割</td> <td style="width: 40%;">割</td> </tr> </table>	軽 減 額			区	均等割	平等割										低所得者軽減額	割	割	<p>様式第 1 (その 6) (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">低所得者軽減額</th> <th colspan="2">未就学児均等割軽減額</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 40%;">均等割</th> <th style="width: 50%;">平等割</th> <th style="width: 10%;"> </th> <th style="width: 10%;"> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>様式第 1 (その 6) (裏)</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 年間税額 = 算出額 - 低所得者軽減額 - <u>未就学児軽減額</u> - 限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>未就学児軽減額 = (未就学児の被保険者数 × 1 人当たりの低所得者軽減後の均等割額) × 2 分の 1</u></p> <p>(3) 限度超過額 = 賦課限度額を超える額</p> <p>4 及び 5 略</p> <p>様式第 1 (その 8) (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">低所得者軽減額</td> <td style="width: 30%;">割</td> <td style="width: 40%;">割</td> </tr> <tr> <td>未就学児軽減額</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table>	低所得者軽減額			未就学児均等割軽減額		区	均等割	平等割																		低所得者軽減額	割	割	未就学児軽減額	人	人
軽 減 額																																																		
区	均等割	平等割																																																
低所得者軽減額	割	割																																																
低所得者軽減額			未就学児均等割軽減額																																															
区	均等割	平等割																																																
低所得者軽減額	割	割																																																
未就学児軽減額	人	人																																																

現 行	改 正 後												
<p>様式第1（その8）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－<u>未就学児軽減額</u>－限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>未就学児軽減額＝（未就学児の被保険者数×1人当たりの低所得者軽減後の均等割額）×2分の1</u></p> <p>(3) 限度超過額＝賦課限度額を超える額</p> <p>4及び5 略</p> <p>様式第2（その1）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">低所得者軽減額</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p>様式第2（その1）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－限度超過額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 限度超過額＝賦課限度額を超える額</p>	低所得者軽減額	割	割		<p>様式第1（その8）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－<u>未就学児軽減額</u>－限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>未就学児軽減額＝（未就学児の被保険者数×1人当たりの低所得者軽減後の均等割額）×2分の1</u></p> <p>(3) 限度超過額＝賦課限度額を超える額</p> <p>4及び5 略</p> <p>様式第2（その1）（表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">低所得者軽減額</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">割</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>未就学児軽減額</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第2（その1）（裏）</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 年間税額＝算出額－低所得者軽減額－<u>未就学児軽減額</u>－限度超過額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>未就学児軽減額＝（未就学児の被保険者数×1人当たりの低所得者軽減後の均等割額）×2分の1</u></p> <p>ウ 限度超過額＝賦課限度額を超える額</p>	低所得者軽減額	割	割		未就学児軽減額	人	人	
低所得者軽減額	割	割											
低所得者軽減額	割	割											
未就学児軽減額	人	人											

現 行	改 正 後																																																														
<p>(4)及び(5) 略</p> <p>様式第2 (その2) (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">軽 減 額</th> </tr> <tr> <th>区</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>様式第2 (その2) (裏)</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 年間税額 = 算出額 - 低所得者軽減額 - 限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 限度超過額 = 賦課限度額を超える額</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	軽 減 額			区	均等割	平等割																						<p>(4)及び(5) 略</p> <p>様式第2 (その2) (表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">低所得者軽減額</th> <th rowspan="2">未就学児均等割軽減額</th> </tr> <tr> <th>区</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>様式第2 (その2) (裏)</p> <p>◎税額の計算方法</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 年間税額 = 算出額 - 低所得者軽減額 - <u>未就学児軽減額</u> - 限度超過額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>未就学児軽減額 = (未就学児の被保険者数 × 1人当たりの低所得者軽減後の均等割額) × 2分の1</u></p> <p>(3) 限度超過額 = 賦課限度額を超える額</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	低所得者軽減額			未就学児均等割軽減額	区	均等割	平等割																												
軽 減 額																																																															
区	均等割	平等割																																																													
低所得者軽減額			未就学児均等割軽減額																																																												
区	均等割	平等割																																																													



現 行					改 正 後						
様式第 10					様式第 10						
軽減額	割軽減	均等割	円	平等割	円	低所得者軽減額	割軽減	均等割	円	平等割	円
						未就学児軽減額	人	均等割	円	平等割	円
					<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の稲沢市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>						

国民健康保険税 年税額 簡易早見表

①現行税率

条件: 1 所得があるのは、世帯主の方のみ  
2 世帯主と妻に介護納付金分の国保税がかかる場合  
(40歳以上65歳未満の方には、介護納付金分がかかる。)

被保険者数 (収入) 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(900,000円) 350,000円	21,500円	34,300円	44,200円	54,100円	64,000円
(1,200,000円) 650,000円	58,500円	79,800円	96,300円	112,800円	129,300円
(2,000,000円) 1,320,000円	163,500円	183,300円	209,700円	181,800円	198,300円
(3,000,000円) 2,020,000円	235,600円	278,200円	311,200円	308,200円	334,500円
(4,000,000円) 2,760,000円	311,800円	354,400円	387,400円	420,400円	410,700円
(5,000,000円) 3,560,000円	394,200円	436,800円	469,800円	502,800円	535,800円
(9,000,000円) 7,050,000円	753,700円	796,300円	829,300円	862,300円	891,100円
(11,000,000円) 9,050,000円	937,000円	961,600円	986,200円	990,000円	990,000円

※法定軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療分	6.20%	0.00%	24,600円	18,000円	630,000円
支援分	2.20%	0.00%	8,400円	6,600円	190,000円
介護分	1.90%	0.00%	9,600円	4,800円	170,000円
計	10.30%	0.00%	42,600円	29,400円	990,000円

②税率改正後

1人	2人	3人	4人	5人
世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
22,000円	34,900円	44,800円	54,900円	64,900円
61,000円	82,600円	99,300円	116,000円	132,700円
172,000円	191,900円	218,700円	190,300円	207,000円
249,700円	292,900円	326,300円	323,100円	349,900円
331,900円	375,100円	408,500円	441,900円	432,000円
420,700円	463,900円	497,300円	530,700円	564,100円
808,100円	850,900円	882,900円	907,700円	932,500円
963,300円	988,100円	990,000円	990,000円	990,000円

所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
6.50%	0.00%	24,800円	18,200円	630,000円
2.40%	0.00%	8,600円	6,800円	190,000円
2.20%	0.00%	9,800円	5,200円	170,000円
11.10%	0.00%	43,200円	30,200円	990,000円

③税率改正+軽減・減免

1人	2人	3人	4人	5人
世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
22,000円	34,900円	39,800円	44,800円	49,900円
61,000円	82,600円	91,000円	99,300円	107,700円
172,000円	191,900円	205,400円	173,600円	182,000円
249,700円	292,900円	309,600円	296,400円	309,700円
331,900円	375,100円	391,800円	408,500円	391,900円
420,700円	463,900円	480,600円	497,300円	514,000円
808,100円	850,900円	867,600円	882,900円	895,300円
963,300円	988,100円	990,000円	990,000円	990,000円

■子ども(18歳未満)一人当たり

所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
6.50%	0.00%	12,400円	18,200円	630,000円
2.40%	0.00%	4,300円	6,800円	190,000円
-	-	-	-	-
8.90%	0.00%	16,700円	25,000円	820,000円

①と②の差額

被保険者数 (収入) 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(900,000円) 350,000円	500円	600円	600円	800円	900円
(1,200,000円) 650,000円	2,500円	2,800円	3,000円	3,200円	3,400円
(2,000,000円) 1,320,000円	8,500円	8,600円	9,000円	8,500円	8,700円
(3,000,000円) 2,020,000円	14,100円	14,700円	15,100円	14,900円	15,400円
(4,000,000円) 2,760,000円	20,100円	20,700円	21,100円	21,500円	21,300円
(5,000,000円) 3,560,000円	26,500円	27,100円	27,500円	27,900円	28,300円
(9,000,000円) 7,050,000円	54,400円	54,600円	53,600円	45,400円	41,400円
(11,000,000円) 9,050,000円	26,300円	26,500円	3,800円	0円	0円

	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
医療分	0.30%	0.00%	200円	200円	0円
支援分	0.20%	0.00%	200円	200円	0円
介護分	0.30%	0.00%	200円	400円	0円
計	0.80%	0.00%	600円	800円	0円

①と③の差額

1人	2人	3人	4人	5人
世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
500円	600円	△4,400円	△9,300円	△14,100円
2,500円	2,800円	△5,300円	△13,500円	△21,600円
8,500円	8,600円	△4,300円	△8,200円	△16,300円
14,100円	14,700円	△1,600円	△11,800円	△24,800円
20,100円	20,700円	4,400円	△11,900円	△18,800円
26,500円	27,100円	10,800円	△5,500円	△21,800円
54,400円	54,600円	38,300円	20,600円	4,200円
26,300円	26,500円	3,800円	0円	0円

所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
0.30%	0.00%	△12,200円	200円	0円
0.20%	0.00%	△4,100円	200円	0円
-	-	-	-	-
0.50%	0.00%	△16,300円	400円	0円